

新聞掲載記事より

《長崎新聞 令和8年1月26日朝刊より》

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】高齢の父を介護しています。高齢者・介護施設について教えてください。(65歳、女性)

高齢者施設の種類

【回答】障害や認知症がある高齢者を自宅で介護するのは大変なことだと思います。施設で良い介護を受けることで本人はもとより介護する人も健やかに生活することが可能となります。

違いを簡単に記載します。

▼特別養護老人ホーム(特養) 主に社会福祉法人や地方公共団体が設置・運営の主体です。原則として要介護3以上の常時介護を必要とし、かつ自宅で介護を受けることが困難な人が入所可能

です。比較的低額な利用料で入所できますが、空きを待つことが多いです。

▼介護老人保健施設(老人健) 医学的な管理の下、リハビリや医療・介護を提供する所です。社会福祉法人・地方公共団体・医療法人が設置・運営の主体です。原則として要介護3以上の常時介護を必要とし、かつ自宅で介護を受けるこ

介護度などで選択肢分かれ

利用は原則としてできません。
▼介護医療院長期療養・生活のための施設です。



主治医らと 相談を

介護保険給付の対象となりホームから提供されます。自立・要支援から入所できる「混合型」と要介護1からの「介護専用型」があります。医療依存度・介護度が上昇することで退去しなければならない場合があります。

▼住宅型有料老人ホーム ホームの職員による各種の生活支援サービスを行う有料ホームです。介護の登録制でいくつかの基

デイサービスや訪問介護などの外部事業者のサービスを受けます。介護度による入居の制限はほとんどありませんが、医療依存度や介護度が上昇すると退去となる場合があります。

▼介護付有料老人ホーム 各種生活支援サービスが

準が設けられています。一般的のアパートなどと同様の「建物賃貸借契約」となり、居住権が法的に保護されています。介護サービスは別途外部事業者との契約が必要となります。

▼軽費老人ホーム(ケアホーム) 低額な料金で入所でき、日常生活に必要なサポートを受けることができます。

▼認知症高齢者グループホーム 認知症の高齢者が、地域社会の中で少人数の共同生活を行うための施設です。原則として施設所在地に住んでいる認知症の高齢者で、かつ要介護1以上の認定を受けている人に限られています。

(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。